

会 見 年 月 日	令和6年11月20日（水曜日）		
担 当 課	所得・課税（非課税）証明書・・・税務課市民税係	（担当者名：多田）	
	本籍地サービス	・・・市民課戸籍係	（担当者名：山本）
問い合わせ先	TEL：0791-43-6803	（内線：2110）	FAX：0791-43-6803
	0791-43-6819	（内線：2161）	0791-43-6891

コンビニ交付サービスの拡充について

1. 趣 旨

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して全国のコンビニエンスストア等で、所得・課税（非課税）証明書の発行と、本籍地サービス（※）が利用できるようになります。証明書が必要になったときには、ぜひご利用ください。

※本籍地サービスとは、住民票が赤穂市にない場合においても、戸籍・附票が取得できるようになるサービスのことです。

2. 内 容

<新たに取得できる証明書>

証明書の種類	取得できる範囲	金額	備考
所得・課税（非課税）証明書	本人のもの（被扶養者である場合も含む） ※最新年度のみ取得できます。	300 円	・市内に住所があり市が所得・課税情報を把握している人。ただし市外へ転出、市外から転入した場合は、転出入以前の証明書は取得できません。 ・市県民税申告書、給与支払報告書などの課税資料の提出がない未申告の人は取得できません。
本籍地サービスを利用した戸籍全部（個人）事項証明書	本人および同一戸籍に記載のある人のもの	450 円	あらかじめ、本籍地に利用登録申請をする必要があります。利用登録申請から登録完了まで一週間（年末年始を除き）程度かかります。
本籍地サービスを利用した戸籍の附票の写し		300 円	

<利用開始日> 令和6年12月24日（火）～

<利用できる人> マイナンバーカードを持っている人。ただし、15歳未満の人、成年被後見人は利用できません。

<利用できる時間（システムメンテナンス日を除く）>

- ・所得・課税（非課税）証明書は、午前6時30分～午後11時
- ・本籍地サービスを利用した戸籍等証明書は、平日の午前8時30分～午後6時（利用登録申請受付は午前6時30分～午後11時）

<本籍地サービスに関する注意事項>

- ・利用登録後に転籍した場合は、利用者にて改めて新本籍地宛に申請を行う必要があります。
- ・マイナンバーカードの再交付および利用者証明用電子証明書の有効期限切れによる更新手続きを行った後は、利用登録の再申請が必要になります。